

制度概要

佐世保市中小企業事業承継資金保証（略称：佐世保承継）		
目 的	佐世保市内の中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う市内中小企業者であって、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ、(5)に該当する者とする。</p> <p>(1)個人事業主から事業の承継を行う個人もしくは会社(以下「承継者Ⅰ」という。)</p> <p>(2)代表者の交代※1による経営の承継を行う会社(以下「承継者Ⅱ」という。)</p> <p>※1 代表権の譲渡が明確であるものに限る。</p> <p>(3)事業承継のために設立された持株会社(以下「承継者Ⅲ」という。)</p> <p>ただし、次の全ての要件を満たす会社に限る。</p> <p>①持株会社の代表者が、持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有していること。</p> <p>②事業会社(被承継者)が保証対象業種に係る事業のみを行っていること。</p> <p>(4)被承継者の事業の承継を行う個人もしくは会社(以下「承継者Ⅳ」という。)</p> <p>(5)申込人について市税の未納がないこと。</p>	
対象資金	<p>事業承継計画に従って行われる事業承継に必要な次の資金とする。</p> <p>(1)承継者Ⅰのとき</p> <p>①被承継者との事業譲渡契約等※2に基づく事業の譲受(買取)資金</p> <p>※2 売買契約書、合意書等、事業譲渡契約に準じる契約を含む。</p> <p>②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金</p> <p>③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p> <p>(2)承継者Ⅱのとき</p> <p>①申込人及びその代表者以外の者が保有する自社株式(発行済議決権株式に限る。)の取得資金</p> <p>②申込人及びその代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金</p> <p>③前代表者への役員退職金支払資金</p> <p>④その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p> <p>(3)承継者Ⅲのとき</p> <p>①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上※3を一括取得する資金</p> <p>※3 持株会社の代表者個人が、既に事業会社の株式を保有しているときは、その株式と合算して3分の2以上となる場合を含む。</p> <p>②申込人、その代表者及び事業会社以外の者が所有している事業会社が必要とする事業用不動産の取得資金</p> <p>③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p> <p>(4)承継者Ⅳのとき</p> <p>①事業会社の発行済議決権株式の取得資金</p> <p>②申込人、その代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金</p> <p>③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p>	
保証条件	貸付限度額	4,000万円
	保証期間	10年以内(うち据置 1年以内)
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.45%
保証料率	基準料率	年0.36%~1.52%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。 ※物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。
	保証料補助	基準料率が年0.80%~1.24%の保証について、佐世保市が年0.05%~0.49%の補助を行う。ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 類 添 付 書 類	<p>①事業承継計画書(確定版)</p> <p>②資金使途に係る確認資料</p> <p>③株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書(税理士、公認会計士には士業法人を含む。)</p> <p>④承継者Ⅲ(持株会社)のときは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持株会社及び事業会社の定款(写し)、株主名簿(写し) ・事業会社の履歴事項全部証明書 	
留 意 事 項	<p>①金融機関は、年に1回以上、中小企業者から事業承継計画の実施状況の報告を受けることとする。</p> <p>②金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、事業承継計画の実施状況及び金融機関の支援方針等を、保証協会に報告することとする。(報告様式は任意)</p> <p>③上記の報告は、事業承継計画が完了する事業年度まで行うこととする。</p>	
実 施 日	平成31年 4月 1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	